平成２３年（フ）第１１７号
宮崎市佐土原町下田島20757番地26
債務者　森　多佳美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山3876番地２
債務者　立山　　傳
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８８号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山3876番地２
債務者　立山　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８９号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山3876番地２
債務者　立山　　純
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９６号
宮崎県日向市大字日知屋16148番地
債務者　安藤　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０３号
宮崎県日向市大字財光寺6547番地４
債務者　阿万　和江
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬古田町15番18号、旧住所福岡県筑紫野市杉塚２丁目８番２号　フィオーレ弐番館Ｂ211号
債務者　赤塚　隆寿
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県姶良市東餅田267番地
債務者　森木　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
沖縄県那覇市松山１丁目29番13号沖商アパート３－Ｂ
債務者　八尾　泰弘
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４号
北海道虻田郡留寿都村字三豊111番地
債務者　浅野　　明
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第８４号
青森県八戸市根城３丁目６番６号　メゾン野里105号室、前住所青森県八戸市大字売市字観音下35番地３　祐太郎アパート５号
債務者　白井　愛子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
岩手県宮古市南町15番８号　森山アパート１号室、住民票上の住所岩手県宮古市山口４丁目９番４号
債務者　山下　和美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２４６号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第10地割26番地４　上愛宕下住宅２－406号、旧住所盛岡市東新庄１丁目26番３号　カサグリスＡ201号
債務者　山本　良治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８号
福島県本宮市仁井田字新田３番地
債務者　国分美和子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
福島県郡山市久留米六丁目99番地の２　バースプレイスハイツ101号
債務者　先崎　修児
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
新潟市西蒲区松山1297番地
債務者　矢嶋　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県明石市大久保町大窪169番地の１　公社住宅１棟503号
債務者　杉浦　由美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係